

福井市市民菜園入園者の方へ

この度は、福井市市民菜園に入園いただき、ありがとうございます。
菜園のご利用にあたり、次の事項をお守りいただき、入園者同士がお互いに気持ちよく利用いただけるようご協力をお願い申し上げます。

- 1 入園者が菜園に入園できる時間は、日の出から日没までとします。
- 2 入園者は、決められた区画にのみ入園し、他の区画には立ち入らないでください。
- 3 入園者は、常に野菜や草花などの栽培に努め、ご自身の区画内だけでなく、必要に応じて共有の通路なども除草し、環境の整備・美化などに努めてください。
- 4 入園者は、入園期間が満了する日（期間途中での自主退園や入園取消の場合はその退園の日）までに、作物、ごみ、支柱などの備品を取り除き、整地をして、原状に復してからお返してください。
- 5 入園者は、菜園内において次の行為をしないでください。
 - (1) 工作物などを設置すること。
 - (2) 永年性作物（庭木・果樹など）を植付けること。
 - (3) 鶏糞や牛糞などの悪臭が発生する恐れのある肥料を使用すること。
 - (4) 草・ゴミ・石を菜園内や周囲に捨てること。（各自で処理して下さい。）
 - (5) 作物を作らず、放置すること。
 - (6) 菜園を第三者に転貸すること。
 - (7) 近隣の住民に迷惑になること。（騒音、焼却、悪臭、早朝の物音、会話など）
 - (8) 除草剤を撒くこと。
 - (9) ペットを放し飼いにすること。
 - (10) 畑の散水や、器具、靴などの清掃のために近隣の公園や施設の水道水を使用すること。
 - (11) その他市民菜園設置の趣旨に反すること。

これらの事項をお守りいただけない方については、入園決定を
取り消すことがあります。